

目 次



- ※ はじめに
- ※ 写真資料（フォトランゲージ、人権かるた、紙芝居）

I 人権教育推進の考え方

- 1 人権教育を推進するにあたってふまえないこと 2
- 2 人権教育の基本方針 3
- 3 人権教育推進の考え方 4
- 4 学校における人権教育の取組 6

II 人権教育推進プラン<学校教育編>

- 1 教育活動全体を通じた人権教育の推進 8
- 2 人権教育を通じて育てたい力 10
- 3 人権教育を推進する基盤づくり<隠れたカリキュラムの視点> 11
- 4 人権教育の具体的な進め方 13
- 5 全体計画の作成 14
- 6 年間指導計画の充実 17
- 7 人権教育の指導方法の工夫 20
- 8 効果的な学習教材の選定・開発 22
- 9 人権教育に視点をおいた学習指導案の作成 24
- 10 人権教育と生徒指導との連携 26
- 11 人権教育の充実と学力向上<効果のある学校を目指して> 28
- 12 効果的な教職員研修の工夫 30
- * 参考（人権教育と道德教育） 32

III 人権教育の指導資料・実践事例

- 1 ワークショップ（自尊感情、アサーション、コミュニケーション能力を育てる）
 - ・わたしのジャガイモ 34
 - ・さいころトーク 35
 - ・すごろくトーク 37
 - ・フォトランゲージ 39
 - ・人権カルタをつくってみよう 40
 - ・ウハウハ 45
 - ・異文化への理解 48
- 2 子どもに関する事例
 - ・子どもの権利条約を学ぼう 49
 - ・そんなこといってもなおせないよ 54
 - ・ロールプレイ あなたならどうする？ 58
 - ・道德の授業から～絵本「わたしのいもうと」を通して～ 61
 - ・赤ちゃん交流会 63
- 3 女性、高齢者、外国人、障害者に関する事例
 - ・将来の働き方・生き方を考えよう 70
 - ・高齢者との豊かな交流 74
 - ・外国籍児童と共に学び合う 79
 - ・障害のある子どもを取り巻く学級集団づくり 81
 - ・障害者との交流（自他のちがいを受け入れ、自分の心の変化に気づく交流活動） 85

| | | |
|---|-----------------------------|-----|
| 4 | 同和問題に関する事例 | |
| | ・同和問題の学習について | 87 |
| | ・江戸時代の身分制度と人々の暮らし | 90 |
| | ・村人さえ無事ならば | 94 |
| | ・解体新書～医学の発展に貢献した人々～ | 96 |
| | ・渋染一揆 | 100 |
| | ・解放令 | 105 |
| | ・全国水平社 | 108 |
| | ・差別に負けない心（高橋くら子） | 112 |
| | ・真新しい教科書 | 117 |
| | ・わたしのおかねなのにー識字学級のつづりかたから学ぶー | 120 |
| | ・今、光っていたい | 125 |
| | ・10年後の同級会 | 130 |
| 5 | アイヌの人々に関する事例 | |
| | ・アイヌの人々について学ぼう | 137 |
| 6 | ハンセン病元患者等に関する事例 | |
| | ・ハンセン病問題を学ぶ | 138 |
| 7 | インターネットによる人権侵害に関する事例 | |
| | ・卑劣なネットいじめはNO！ | 140 |

IV 個別の人権課題に関する資料

| | | |
|---|------------------------|-----|
| ◎ | 個別の人権課題に対する取組について | 142 |
| a | 人権課題「女性」 | 143 |
| | ・男女の違いに配慮 | |
| | ・「ジェンダー・フリー」に関わる配慮事項 | |
| b | 人権課題「子ども」 | 145 |
| | ・一人一人がつながる集団づくり | |
| | ・いじめ発見のための児童生徒の学校生活調査 | |
| | ・体罰防止チェックリスト | |
| | ・教育相談での配慮点 | |
| | ・子どもの権利条約Q&A | |
| | ・児童虐待対応（チェックリスト等） | |
| c | 人権課題「高齢者」 | 163 |
| d | 人権課題「障害者」 | 164 |
| | ・特別な教育支援を必要とする児童生徒の指導 | |
| e | 人権課題「同和問題」 | 170 |
| | ・同和問題の学習Q&A | |
| | ・同和問題を考えるQ&A | |
| | ・同和教育から人権教育へ | |
| f | 人権課題「アイヌの人々」 | 174 |
| g | 人権課題「外国人」 | 175 |
| h | 人権課題「HIV感染者・ハンセン病元患者等」 | 176 |
| i | 人権課題「刑を終えて出所した人」 | 178 |
| j | 人権課題「犯罪被害者等」 | 179 |
| k | 人権課題「インターネットによる人権侵害」 | 180 |
| | ・事例をもとに、情報モラルを学ぶ | |
| l | 人権課題「北朝鮮当局による拉致問題等」 | 182 |
| m | 人権課題「その他」 | 182 |
| | ・性同一性障害Q&A | |
| | ・色覚問題Q&A | |

I 人権教育推進の考え方



(マタタビ)

1 人権教育の推進にあたってふまえたいこと

1 同和教育の理念・成果をいかして

同和教育は、これまで、学校教育及び社会教育の分野において、部落差別を許さず、主体的に差別をなくしていこうとする人間の育成と、人権尊重の精神が貫かれる社会の実現をめざして取り組まれてきました。そして、次のような理念や成果を継承・発展させてきました。

- 差別の現実に向き合うことで、教職員をはじめ多くの人々が自らの差別意識を見返し、同和問題を自ら解決すべき課題として学ぶことで、人として、あるいは教職員として自己変革につなげてきました。
- 解放子ども会に通う子どもたちや保護者の思いを理解しながら学校や地域における同和教育を推進するなど、被差別の立場にある当事者に寄り添って、願いを聞き取り、教育課題として受け止める取組がなされました。
- 子どもたちの姿を、家庭や地域等の背景も含めて理解しようとし、課題のある子どもを中核に据え、一人一人が認められ、それぞれがつながる集団づくりの取組をしてきました。
- 差別・貧困等を背景とする子どもの長期欠席や不就学を克服する取組を行い、すべての子どもたちの教育を受ける権利等を保障しようとしてきました。
- 一人一人の違いを豊かさとしてとらえることや、子どもたちの自尊感情を育み、将来を展望していこうとする意欲を育成することなど、現在の学校教育が大切にしている視点を示してきました。
- 地域ごとの学習機会の充実や推進体制の整備が図られ、人権意識に支えられた温かな家庭、心の通い合う地域づくりに努めてきました。
- 同和問題の解決に向けた学習や取組の深まりを、人権の大切さや様々な人権問題についての学習や取組へと広げていくことで、すべての人の基本的人権を尊重していくことが大切であるという機運をつくってきました。

2 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕の活用を

文部科学省は、第三次までの〔とりまとめ〕の活用状況について調査を行い、その結果を受けて、人権教育の指導方法等に関する調査研究委員会は、次のような提言をしています。(提言の一部を要約)

- 都道府県教育委員会の教育事務所単位での担当者研修や、市町村教育委員会における複数年次にわたる計画に基づいた担当者研修、各地域の校長会等が主催する管理職対象の研修といった取組の有機的な連携を図り、教職員の人権教育に関する研修を一層推進すること。
- 人権教育の推進方法について、自らが主体的な学習者の立場となる視点を研修等で経験しながら身につけることが重要であり、実習・演習型の研修や参加体験型の研修を一層広く活用すること。
- 〔とりまとめ〕をふまえた人権教育推進の取組状況について、学校種による差異が見られる。児童生徒の多様性をふまえた人権教育の取組は、あらゆる校種の学校において共通に求められるものであること。
- 保護者参画型の授業づくりや、地域の資源を活用した授業・教材づくり等の工夫を図り、学校・家庭・地域社会の連携・協力を一層推進すること。
- 〔第三次とりまとめ〕は、国連の総会決議等の内容にも見ることのできる、国際的にも最新の人権教育の理論的・実践成果もふまえながら、教育基本法に規定される教育の目的である「人格の完成」をめざす教育の基盤といえる、人権教育の在り方等を明示しているものである。再度、人権教育の意義、〔第三次とりまとめ〕の趣旨を十分に認識する必要があること。

3 長野県人権政策推進基本方針をふまえて

長野県は、社会変化に適切に対応した人権政策をより総合的に推進し、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいくために「長野県人権政策推進基本方針」(平成22年)を策定しました。

● 人権教育・啓発の方針

○同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価をふまえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として、発展的に再構築を図っていきます。

● 学校における人権教育

○様々な教育活動を通して児童生徒一人一人の人権尊重の精神を涵養し、あらゆる人権問題を自らの課題として捉え、解決する意欲と実践力を身につけた人間を育てることを目標に取り組みます。

○幼児期や低学年から発達段階に応じて、人権尊重についての理解を深める指導を行います。

○教職員が豊かな人権感覚を持ち、人権尊重の理念に基づいた人権教育を実践する力量を高めるよう、研修の充実に努めます。

2 人権教育の基本方針

人権が尊重される社会を築いていく主体となる人間を育てるために、これまでも人権教育推進の基本としてきた次の3つの方針で人権教育を進めます。

- 1 人権尊重の意義及び様々な人権問題についての**理解と認識**を深めます。
- 2 自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重し合う「**共に生きる心**」を醸成します。
- 3 人権問題を自らの課題として解決し、人権を尊重する社会を築いていく**意欲と実践力**を高めます。

「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」では、学校における人権教育の目標を、「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」としており、上記の方針と目指すものは同じといえます。

※ [第三次とりまとめ] に示された人権教育の目標と「基本方針」の関係

- 1 人権の意義・内容や重要性について理解 → 理解と認識
- 2 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること → 共に生きる心
- 3 具体的な態度や行動に現れる、人権尊重の社会づくりに向けた行動につながる → 意欲と実践力



理解と認識

自他の人権を尊重し、人権問題を解決する上で具体的に役立つ知識を身につけることが大切です。例えば、責任、権利などの人が生きていく上で必要な諸概念、人権の発展に関する歴史、個別の人権課題の現状、憲法や関係する法律等についての基本的な知識が必要です。

また、文化・価値観・個性をもった一人一人の違いを認め合う姿勢が社会の豊かさにつながることを認識することが必要です。さらに、人間の生命はかけがえのないものであるという自明のことをあらゆる機会に確かめ合うことが重要です。

共に生きる心

人権共存の考え方である「共に生きる心」とは、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」とも言えます。これは、互いに人権感覚を高め合う中で育つものです。

人権感覚を高めるためには、例えば、人間の尊厳や命の大切さを自覚し、尊重することや、人の心の痛みや思いに共感すること、様々な人々の生き方と出会い、自分の生き方を考えたりすることなどが大切です。また、コミュニケーション技能や対等で豊かな関係を築く技能なども大切になります。



意欲と実践力

人権感覚が知的理解・認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権を守り他の人の人権を守るための実践的行動につながると考えられます。

3 人権教育推進の考え方

1 人権教育の推進について

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）であり、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう（中略）行われなければならない。」

（同3条）とされています。

「長野県人権政策推進基本方針」には、「本県の人権政策は、『人間の尊厳』を原点に、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考えや生き方を認め合い、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きる社会の実現、すなわち『人権が尊重される長野県づくり』を基本理念とします。」とあります。

『人権が尊重される長野県づくり』のために、一人一人が、人権とは何かを理解し、日常の中で人権を尊重した態度や行動力が身につくよう、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じての取組が必要です。

2 人権教育を通じて身につけたい力

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」には、人権教育を通じて育てたい資質・能力について、次の3つの側面から捉えることができるとあります。この考え方は、学校教育だけでなく、社会教育においても適応できるものです。

○ 知識的側面

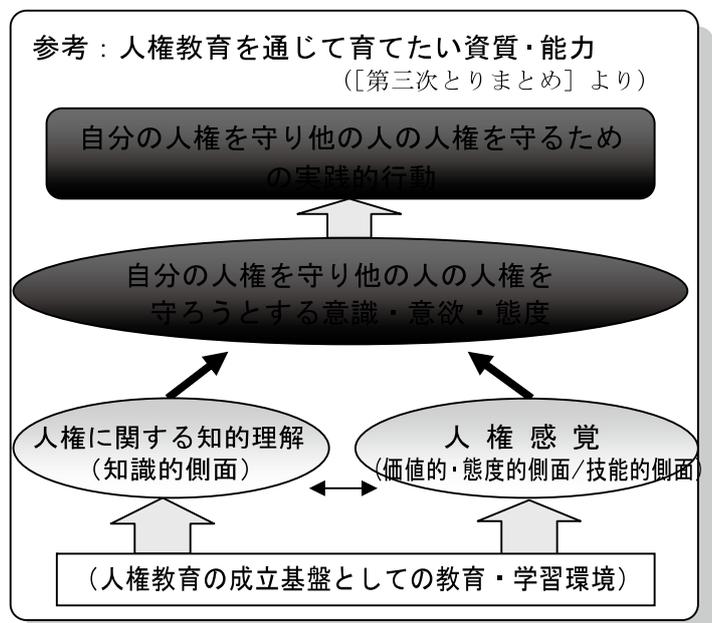
自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識等が含まれ、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識等です。

○ 価値的・態度的側面

人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などが含まれます。これらによって人権感覚が目覚めさせられ、高められることにつながります。

○ 技能的側面

コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容するための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能などが含まれます。こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にします。



【人権感覚とは？】

人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとする感覚です。

人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自己的人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なると考えられます。

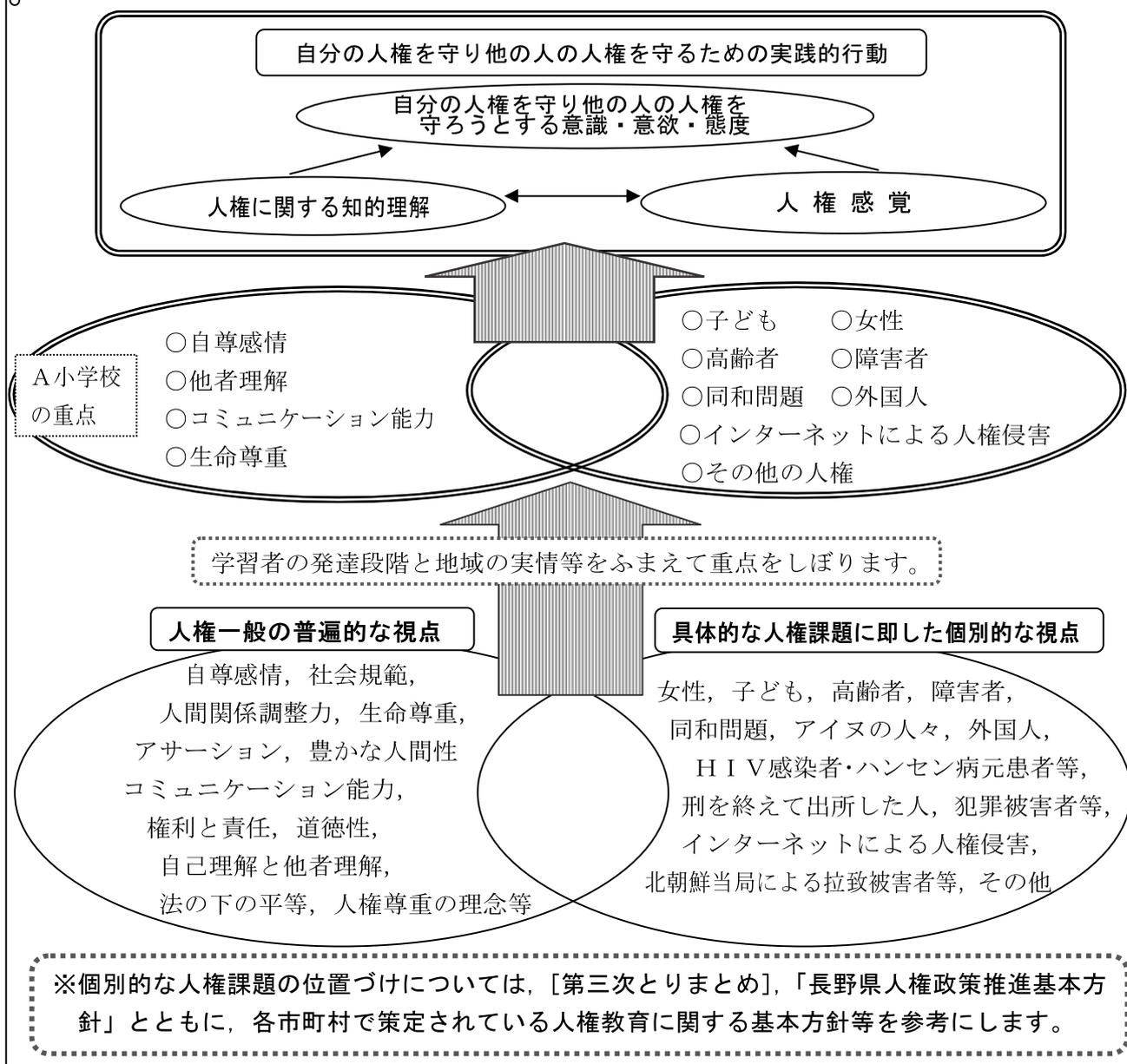
3 「普遍的な視点」と「個別的な視点」の考え方

学習者の発達段階と地域社会の実情をふまえて「人権一般の普遍的な視点」と「具体的な人権課題に即した個別的な視点」の両面から人権教育を進めます。

「人権教育・啓発に関する基本計画」には、人権教育・啓発の手法について、「人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる」と記されています。

例えば、学校教育において、普遍的な視点からのアプローチでは、自尊感情、相手の立場になって考える想像力や共感的に理解する力、コミュニケーション能力、人間関係を調整する力などを育てる取組が考えられます。また、個別的な視点からのアプローチでは、様々な人権課題の中から、児童生徒の発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、児童生徒が主体的に追究できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行うことが望ましいと考えられます。

参考：普遍的な視点と個別的な視点から重点を決めて人権教育を推進しているA小学校の例



4 学校における人権教育の取組

〈取り組みたいこと〉

● すべての教育活動を通して推進する

人権教育が、すべての教育活動を通して推進されるように教育目標や教育計画の中に位置づけ、全体計画や年間指導計画を作成して系統的、継続的に人権教育が行われるようにします。

● 主体的に学び、生活にいかす

不合理・不公正なことを見つけ、自らの問題として解決したり、激しい社会の変化に対応し、正しく判断し主体的に行動したりする力を身につけることが大切です。そのためには、身近な学級や家庭・地域社会と結びつけて考えられるような課題を設定し、主体的に解決する意欲につながったり、課題解決の手応えを実感できたりする学習展開を工夫することが大切です。

● 命の大切さを感じ取らせる

自然や動植物とふれあう体験や、道徳の時間、食育の授業等を通して、命の尊厳を感じ、かけがえのないものとして大切にしようとする態度を育てる学習を進めます。

● 自尊感情を高める

自尊感情とは、自分を価値ある存在として尊重する感情です。自尊感情を高めるためには、自分は大切にされている、自分は必要とされているといった、他者からの賞賛や承認、評価が影響してきます。日々の授業を始め、学級活動や交流活動などを通して、人の役に立ち、認められ、感謝されるなどの体験を積み重ねることが大切になります。

また、子どもたちには、時に、自分や他の人の失敗や挫折の経験を大切に受け止めさせます。そして、自分の短所や失敗をも受け入れながら、自分らしくたくましく生きることや、失敗や困難に悩む人を支えることの大切さを学ばせます。

● コミュニケーション能力を育てる

互いの人権を尊重し合う人間関係を築くためのコミュニケーション能力は、まず「聞く」ことが、相手を受け入れることであり、人間関係づくりの基本となります。その上で、相手の気持ちや立場への配慮を忘れずに、自分の気持ちや考えを適切かつ豊かに表現する姿をめざします。

コミュニケーション能力を豊かにするためには、他の人の立場に立つ想像力や人間関係を調整する能力をあわせて育てることを意識します。

非攻撃的自己主張(アサーション、アサーティブネス)は、コミュニケーション能力の中に含まれる技能の概念ともいえます。命令的な言い方でなく、相手に選択権を残した言い方であり、自分の気持ちや考えを伝えながら、相手の主体的な行動につなげる言い方です。

アサーティブな人との関わりが、集団の中での、いじめが起きやすい攻撃的・受け身の人間関係を改善し、主体的

な人間関係の集団へと変えていく力になります。

● 児童生徒をまるごと理解して、一人一人がつながる集団づくりをめざす
子どもたちの言動に込められている意味や願い、悩みなどに目を向け、子どもたちの背後にある家庭や地域を含めて理解していきます。

同和教育の中で大切にしてきた、課題のある子を中核に据え、互いのもつ願いや悩みを出し合い、友達一人一人の違いに応じてつながっていく取組を、集団づくりに生かします。

そして、友達や教職員と信頼関係を結びながら、自分や他の人の大切さを認めることができ、安心して学び合い高め合える集団をめざします。

〈留意したいこと〉

● 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の精神を生かす

「児童の権利に関する条約」を入口として、「児童会・生徒会が主体的に取り組むいじめをなくす活動」「障害のある友達、外国籍の子どもたちの人権について考え合う学習」「児童虐待防止のための保護者への啓発」などの取組を進めることにより、一人一人が大切にされているという安心感のある学校環境をつくるのが期待できます。

自分のもつ人としての尊厳と価値が尊重されることを学ぶことは、いじめや虐待から自分自身を守るために大切なことです。また、この学習は、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を確認し合う機会ともなります。

また、教職員は、日頃から子どもの心身の状態を注意深く見守り、全職員が連携して虐待防止に努めます。

● 教職員の人権感覚を磨く

子どもにとって、教室が安心できる居場所であることは、学習を保障するための基本条件です。こうした学習環境に大きな影響を与えるのが指導者の姿勢です。日常生活の中で、子どもの人権を尊重し、教職員と子どもの信頼関係を築いていくとともに、人権侵害に対しては、それを見抜き、許さないという毅然とした対応が求められます。そのためにも教職員は常に人権についての研修に努め、人権感覚を磨いていく必要があります。

● 幼・保、学校、家庭、地域との緊密な連携を図る

一貫性のある人権教育を進めるために、幼・保、学校の指導者が、指導計画での連携を取り合い、それぞれの発達段階に応じて指導が行われるようにします。

子どもが家庭や地域の身近な人々との関わりを通して学んだり、学習成果の発表を通して地域の人々に人権尊重の趣旨を広めたりするなど、地域との連携を図ります。

また、災害等において、学校が地域の支え合いの中心的な場所となり得ることから、防災訓練等で地域の人たちと一緒に活動する経験が大切です。障害者、高齢者、外国籍住民、孤立しやすい家庭等、日頃は見えにくい地域の状況について学ぶ機会ともなります。

(幼・保、家庭、地域における取組は「人権教育推進プラン」参照)